

砂川市訓令第10号

令和6年3月27日

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、未利用の状態となった建物に関し、その跡地を地域の資源として有効活用することで地域の活性化に資するため、当該建物を除却しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未利用建物 交付申請時において利用されておらず、かつ、今後も利用される見込みのない建築物(賃貸・売却用のものを除く。)をいう。
- (2) 除却工事等 未利用建物を全て除却する工事等をいう。
- (3) 除却跡地 未利用建物を除却後の土地をいう。

### (補助対象となる未利用建物)

第3条 補助の対象となる未利用建物(以下「補助対象物件」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 砂川市内(以下「市内」という。)に存すること。
- (2) この訓令に基づく補助金の除却工事等に対して、国又は地方公共団体の他の制度による補助金の交付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。ただし、他の制度の要件に抵触せず、市長が特に認めるときは、この限りではない。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、除却跡地の活用方法について、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とする場合は補助対象事業から除くものとする。

- (1) 駐車場
- (2) 前号に掲げる用途のほか、補助金を交付することが適当であると市長が認める用途

### (補助要件)

第5条 補助対象事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象事業として、未利用建物の除却工事等を実施する者が市内に活動拠点を有する法人又は団体等であること。
- (2) 除却跡地の活用を開始する日(以下「活用開始日」という。)は、補助対象事業の実施後6月以内とする。ただし、補助対象事業の実施後6月以内に活用できない理由が適当であると認められる

場合、活用開始日を2年以内とすることができる。

(3) 補助対象事業を実施することについて、補助対象物件に係る所有者全員の承諾を得られていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としてすることができない。

(1) 砂川市税に滞納がある者

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告等に従っていない者で、当該指導又は勧告等に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(6) 前5号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象物件の除却工事等に要した額に5分の4を乗じた額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、予算の範囲内の額とする。

2 前項において、補助対象物件の除却工事費の1平方メートル当たりの額は、事業実施年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通省事務次官通知）」の不良住宅等除却費に定められた額を超えないものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、補助対象事業の実施前に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 法人・団体概要書（別紙2）

(3) 収支予算書（別紙3）

(4) 同意書（別紙4）

(5) 誓約書（別紙5）

(6) 承諾書（申請者と建物又は土地の所有者が異なる場合、当該所有者全員の承諾を得ること。）  
（別紙6）

(7) 建物及び土地の不動産登記全部事項証明書

(8) 事業位置図

(9) 計画図

(10) 施工前写真

(11) 工事見積書（補助対象経費が明確に分かるもの）

- (12) 納税証明書又は納税確認書（砂川市に納税義務がある場合）
- (13) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知をするものとする。

（事業計画の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業計画の変更又は中止の承認を受けようとするときは、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業計画変更（中止）承認申請書（別記第3号様式）に、第7条に規定する書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金変更（中止）承認通知書（別記第4号様式）により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金事業実績報告書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙7）
- (2) 収支決算書（別紙8）
- (3) 領収書の写し
- (4) 施工後写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金額確定通知書（別記第6号様式）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する通知の後、申請者から提出される砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金請求書（別記第7号様式）に基づき、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助対象事業の実施上必要と認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の概算払により補助金の交付を受けようとする者は、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第14条 前条第2項の規定により補助金の概算払を請求した者は、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金概算払精算書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(活用開始の届出)

第15条 補助金の交付を受けた者は、跡地活用事業を開始する日から10日以内に活用開始届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付申請書

砂川市長 様

申請者  
所在地  
名称及び代表者氏名

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金の交付を受けたいので、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請額 円
  
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 法人・団体概要書
  - (3) 収支予算書
  - (4) 同意書
  - (5) 誓約書
  - (6) 承諾書（申請者と建物又は土地の所有者が異なる場合、当該所有者全員の承諾を得ること。）
  - (7) 建物及び土地の不動産登記全部事項証明書
  - (8) 事業位置図
  - (9) 計画図（別表のとおり）
  - (10) 施工前写真
  - (11) 工事見積書（補助対象経費が明確に分かるもの）
  - (12) 納税証明書（砂川市に納税義務がある場合）
  - (13) その他市長が必要と認める書類

## 別紙1（第7条関係）

## 事業計画書

## 事業内容

事業名	
工事実施場所	砂川市
工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事区分	<input type="checkbox"/> 除却工事等
（工事後の活用用途について該当するものに○をしてください。）	（1）駐車場 （2）その他（ ）
事業の背景や目的	
活用用途の具体的な内容	
活用用途の公益性 （営利目的ではなく、不特定多数の利益増進に寄与すること）	
活用開始日（予定）	年 月 日

※活用開始日が工事実施期間の終了日から6月を経過する予定となる場合は理由書（任意様式）を添付すること

区分	内訳	金額（税抜き、千円未満切捨て）
工事費	小計	円 …①
交付申請額	除却工事等の場合 = ①×4/5	円



## 別紙2（第7条関係）

## 法人・団体概要書

名称		
所在地		
代表者氏名		
従業員（会員）数		
事業（活動）内容		
事業担当者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

別紙3 (第7条関係)

収支予算書

収入

(単位：円)

科目	予算額	摘要
計		

支出

(単位：円)

科目	予算額	摘要
計		

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

別紙4（第7条関係）

同意書

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金の交付の申請を行うに当たり、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定及び下記に掲げる事項の全てを順守するとともに、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付申請書に記載の内容について、公簿等により市が確認を行うことに同意します。

記

1. 除却しようとする未利用建物等が要綱第3条に掲げる要件を全て満たしていること。
2. 実施しようとする除却工事等が要綱第4条に掲げる要件を全て満たしていること。
3. 補助対象者として、要綱第5条に掲げる要件を全て満たしていること。

年 月 日

砂川市長 様

申請者  
所在地  
名称及び代表者氏名

誓約書

砂川市長 様

申請者

所在地

名称及び代表者氏名

この度、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第7条に基づいて補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項について、違背したときは理由の如何を問わず、交付決定の取り消しを受け、当該補助金の返還を行うことを誓約いたします。

記

1. 地域の住環境の改善や活性化を目的として、未利用建物の除却により跡地活用事業を実施すること。
2. 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
3. 本補助事業について、必要に応じて市長の求める調査等に協力すること。

承諾書

砂川市長 様

建物所有者

所在地

名称及び代表者氏名

印

土地所有者

所在地

名称及び代表者氏名

印

所有する建物（土地）について、申請者が下記のとおり砂川市跡地活用による地域活性化推進事業を実施することについて承諾します。

記

建物の所在地番	砂川市	
構造	造 階建て	
延床面積	m <sup>2</sup>	
未利用建物になった時期	年	
事業区分	除却工事等	
事業内容		
申請者	所在地	
	名称及び代表者氏名	

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付決定通知書

（申請者） 様

砂川市長 印

年 月 日付けで申請のありました砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金については、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 事業計画認定の内容

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付申請書に記載のとおり

2 交付決定額

円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。
- （3）その他市長が相当の理由があると認めたとき。

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業計画変更（中止）承認申請書

砂川市長 様

申請者  
所在地  
名称及び代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金について、次のとおり事業計画を変更（中止）したいので、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1. 変更（中止）の理由
2. 変更の内容（計画を変更する場合のみ）

変更前補助金交付申請額	円
変更後補助金交付申請額	円

3. 変更（中止）の予定年月日 年 月 日

4. 添付書類

事業計画の変更にあつては、当該事業計画の変更内容が確認できる書類

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金変更（中止）承認通知書

（申請者） 様

砂川市長 印

年 月 日付け変更（中止）申請のありました砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金について、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業計画変更（中止）の内容  
砂川市跡地活用による地域活性化推進事業計画変更（中止）承認申請書に記載のとおり
- 2 変更後補助金交付決定額 円



砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金実績報告書

砂川市長 様

申請者

所在地

名称及び代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金に係る事業を実施したので、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 施工後写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

別紙7（第10条関係）

事業実績書

事業内容

事業名	
工事実施場所	
工事実施期間	(       年   月   日から       年   月   日まで) 年   月   日から       年   月   日まで

区分	内訳	金額（税抜き、千円未満切捨て）
工事費	合計	(                   円) …① 円
交付申請額	除却工事等の場合 = ①×4/5	(                   円) 円

(注) 交付決定内容を上段（    ）に書き、実績を下段に記入する。

別紙8 (第10条関係)

収支決算書

収入

(単位：円)

科目	決算額	摘要
計		

支出

(単位：円)

科目	決算額	摘要
計		

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金額確定通知書

（申請者） 様

砂川市長 印

年 月 日付けで実績報告のありました砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金については、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 円

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金請求書

砂川市長 様

申請者  
所在地  
名称及び代表者氏名

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

件名及び内訳

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金

上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協 その他（ ）	店
預金種目	普通・当座・（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

受 理 印

砂川市長 様

申請者

所在地

名称及び代表者氏名

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金について、概算払を受けたいので砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定額	円
今回請求額	円
今後請求予定額	円
事業予定期間	年 月 日 から 年 月 日
概算払を受ける理由	

添付書類

- (1) 契約書の写し (2) 請求書の写し (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

砂川市長 様

申請者

所在地

名称及び代表者氏名

砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金概算払精算書

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金について、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 交付確定額	円
2 精算額	円
3 既受領額	円
4 差引請求額	円

年 月 日

活用開始届

砂川市長 様

申請者  
所在地  
名称及び代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた砂川市跡地活用による地域活性化推進事業について、砂川市跡地活用による地域活性化推進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、跡地活用事業開始日を下記のとおり届け出ます。

記

跡地活用事業開始日	年 月 日
-----------	-------